

「指定生活介護 運営規程」

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 訪問の家が開設する地域活動ホーム「連」（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法～以下「法」という。）に基づく指定生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者に対し、適正な指定生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者として障害者総合支援法規則に規定する者に対し、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス、および福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 地域活動ホーム 連
- 2 所在地 神奈川県横浜市旭区 柏 町 59番2号

（職員の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員）
- 管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス管理責任者 1名（常勤職員兼務）
- サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に関するを行う他、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導および助言等を行う。
- 3 生活支援員 国が定める指定配置基準を満たす。（常勤換算方法）
- 生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。
- 4 看護師 1名（常勤職員）
- 看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関するを行う。
- 5 事務職員 1名（常勤職員）
- 事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

6 調理員 3名（食事提供に支障のない配置を行う）

調理員は、調理業務に関するを行う。

（営業日および営業時間等）

第5条 事業所の営業日および営業時間等は、次のとおりとする。

1 営業日 月・火・水・木・金・土曜日（第3土曜日）

2 営業時間 9:00～17:00

3 サービス提供時間 9:30～16:00

4 年間休日 「日・祝祭日」「夏季休暇2日間」「年末年始休暇6日間」を基本とする。

研修・法人行事等の特別な休日については、利用者等との協議で決定する。

5 実施地域 横浜市旭区、及びその近隣区

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、30名とする。

（主たる対象者）

第7条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害）細かなしの別

知的障害者、精神障害者

（指定生活介護の内容）

第8条 この事業所が提供する指定生活介護の内容は次のとおりとする。

1 生活介護計画の作成

2 食事の提供

3 入浴または清拭

4 身体の介護

5 機能訓練

6 創作的活動

7 生産的活動

8 レクリエーション

9 健康管理

10 利用者または家族に対する相談および助言

（支給決定を受けた障害者から受領する費用の額等）

第9条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額の範囲内

において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者

負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち次の

各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 創作的活動に係る材料費

三 日用品費

四 その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるもののに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 事業所は、前三項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 事業所は、第三項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第11条 事業所の従業者は、指定生活介護の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第13条 事業所は提供した指定生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

2 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。

(4) 虐待防止の対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第16条 事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施。

(事業継続計画の策定に関する事項)

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権擁護、虐待防止等の内容を含む)の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年2回

2 事業所は、地域生活支援拠点等として、地域生活支援拠点の全ての機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を担う。

3 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含める。

5 事業所は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

① 生活介護計画

② 具体的なサービスの内容等の記録

③ 市町村への通知に係る記録

④ 身体拘束等に係る記録

⑤ 苦情の内容等の記録

⑥ 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和 2年4月1日から施行する。

この規定は、令和 4年4月1日から施行する。

この規定は、令和 5年4月1日から施行する。

この規定は、令和 6年4月1日から施行する。

この規定は、令和 7年4月1日から施行する

以上